

議員提出第1号議案

蒲郡市議会委員会条例の一部改正について

蒲郡市議会委員会条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和8年3月23日提出

蒲郡市議会議員

牧 野 泰 広

鈴 木 基 夫

来 本 健 作

千 賀 充 能

鈴 木 将 浩

青 山 義 明

伊 藤 享 佑

蒲郡市議会委員会条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

審査の効率化を目的とし、常任委員会の所管事項を改正するため提案する。

蒲郡市議会委員会条例の一部を改正する条例

蒲郡市議会委員会条例（昭和42年蒲郡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）			（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）		
第2条（略）			第2条（略）		
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。			2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。		
名称	定数	所管	名称	定数	所管
（略）			（略）		
経済委員会	6人	<u>1</u> 市民生活部の所管に属する事項 2～7（略）	経済委員会	6人	1～6（略）
文教委員会	7人	<u>1～4</u> （略）	文教委員会	7人	<u>1</u> 市民生活部の所管に属する事項 2～5（略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第2条第2項に規定する経済委員会及び文教委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員（以下「委員長等」という。）である者は、それぞれ改正後の第2条第2項に規定する経済委員会及び文教委員会（以下「新委員会」という。）の委員長等を選任されたものとみなし、その任期は、改正後の第3条第1項本文の規定にかかわらず、旧委員会の委員長等としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧委員会において審査又は調査中の事件については、当該事件を所管事項とする新委員会において審査又は調査中の事件とみなす。